



# 山形県公報

平成28年10月4日（火）  
第2786号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県保健医療計画（山形県地域医療構想）の策定……………（健康福祉企画課）…1117
- 山形県結核予防費補助金交付規程の一部を改正する規程……………（同）…同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（置賜総合支庁福祉課）…同
- 道路の位置の指定……………（村山総合支庁建築課）…1118
- 開発行為に関する工事の完了……………（同）…同

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………（置賜総合支庁建築課）…同
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（上山明新館高等学校）…1121

## 告 示

### 山形県告示第843号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により、山形県保健医療計画の一部として山形県地域医療構想を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、健康福祉部健康福祉企画課及び各総合支庁保健福祉環境部保健企画課において縦覧に供する。

平成28年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第844号

山形県結核予防費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県結核予防費補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県結核予防費補助金交付規程（昭和37年2月県告示第127号）の一部を次のように改正する。

別表算定基準の項第1号中「473円」を「475円」に改め、同項第2号中「501円」を「503円」に改め、同項第3号中「1,744円」を「1,740円」に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成28年度分以後の補助金について適用する。

### 山形県告示第845号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                            | 障害福祉サービスの<br>種類 | 定員  | 指定年月日     |
|----------------------------------|----------------------------------------|-----------------|-----|-----------|
| 株式会社菊地組<br>米沢市直江町2番30号           | 指定障がい福祉サービス事<br>業所やまぼうし<br>米沢市直江町2番30号 | 就労継続支援（B<br>型）  | 20名 | 平成28.10.1 |

**山形県告示第846号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成28年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有村総建第166号
- 2 指定の場所 東根市大字野田字灰塚548番4の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長 62.00メートル
- 4 指定年月日 平成28年9月26日

**山形県告示第847号**

次の開発行為は、完了した。

平成28年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成28年9月6日 指令村総建第198号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
尾花沢市大字尾花沢字下新田1380番1、1380番2、1380番3、1380番4、1381番1、1382番、1385番1、1382番先
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割242番地1 株式会社薬王堂

## 公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成28年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称          | 所在地                | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                            |                                            |                                            |                                            |                                            | 摘要           |
|-------------|--------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------|
|             |                    | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が<br>104,000円<br>を超え<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が<br>123,000円<br>を超え<br>139,000円<br>以下の者 | 収入が<br>139,000円<br>を超え<br>158,000円<br>以下の者 | 収入が<br>158,000円<br>を超え<br>186,000円<br>以下の者 | 収入が<br>186,000円<br>を超え<br>214,000円<br>以下の者 |              |
| 県営小出アパート2号  | 長井市台町3-2           | 3DK  | 58.0                          | 2    | 一般用 | 14,300                  | 16,500                                     | 18,900                                     | 21,300                                     | 24,400                                     | 28,100                                     | 3月分の家賃に相当する額 |
| 同 成田アパート    | 同 成田3102-3         | 同    | 58.4                          | 1    | 同   | 14,700                  | 17,000                                     | 19,400                                     | 21,900                                     | 25,000                                     | 28,900                                     |              |
| 同 屋城町アパート   | 同 屋城町4-2           | 3LDK | 72.2                          | 1    | 同   | 23,400                  | 27,000                                     | 30,900                                     | 34,900                                     | 39,900                                     | 46,000                                     |              |
| 同 小国アパート1号  | 西置賜郡小国町大字兵庫館三丁目3-9 | 3DK  | 58.0                          | 1    | 同   | 13,100                  | 15,100                                     | 17,300                                     | 19,500                                     | 22,300                                     | 25,800                                     |              |
| 同 2号        | 同 3-8              | 同    | 59.4                          | 1    | 同   | 14,100                  | 16,300                                     | 18,600                                     | 21,000                                     | 24,000                                     | 27,700                                     |              |
| 同 宝前町住宅     | 同 白鷹町大字十王5502-11   | 同    | 77.0                          | 1    | 同   | 18,400                  | 21,200                                     | 24,300                                     | 27,400                                     | 31,300                                     | 36,200                                     |              |
| 同 あらとアパート1号 | 同 大字荒砥乙725-1       | 同    | 74.4                          | 2    | 同   | 24,000                  | 27,700                                     | 31,700                                     | 35,700                                     | 40,800                                     | 47,100                                     |              |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成28年10月11日から同月17日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前10時から午後5時までただし、郵送の場合は、平成28年10月17日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

## 5 入居の時期 平成28年12月上旬

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年10月4日

山形県立上山明新館高等学校長 寒 河 江 茂

- 1 随意契約に係る物品等及び特定役務の名称並びに数量  
山形県立上山明新館高等学校情報教室用コンピュータ等に係る賃貸借及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立上山明新館高等学校事務室 上市市仙石650番地 電話番号023(672)1701
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成28年9月6日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
リコージャパン株式会社山形支社山形第一営業部 山形市松波一丁目14番14号
- 5 随意契約に係る契約金額 3,564,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

平成28年10月4日印刷 発行所 山形県庁  
平成28年10月4日発行 発行人 山形県